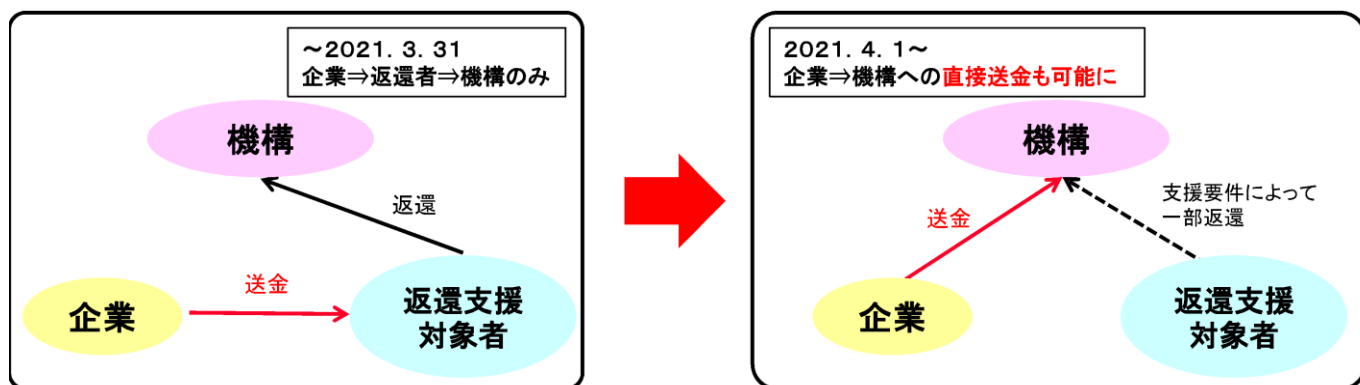


企業の奨学金返還支援（代理返還）制度

～ 令和3年4月1日変更～

日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた社員に対して返還額の一部又は全額を支援する取組について、これまでは各企業から社員の方に直接支援する方法のみでしたが、企業から日本学生支援機構に直接送金することを可能とします。

企業による奨学金返還支援（代理返還）



本制度を利用する場合（企業から機構へ直接送金すること）の課税関係

①【所得税】非課税となり得ます。

※個別の事例に依るため、一概には非課税とは言えません。

【参考】国税庁HP「質疑応答事例（所得税）」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか（抜粋）

奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給付課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

②【法人税】給与として損金算入できます。

使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入できます。

留意点

- 「奨学金返還証明書」は、返還支援対象者からの申請によってのみ発行します。
- 割賦額の一部を支援（例えば毎月1万円の月賦返還について毎月5千円を企業から機構に送金）する、又は、返還支援の要件（例えば5年以上の勤務等）を満たすまで返還を猶予する等、機構における債権管理が複雑になる、又は、現行制度の枠内での実施が困難な方策には対応できない場合があります。他

【お問い合わせ】以下の連絡先に直接お問い合わせください。

独立行政法人日本学生支援機構奨学事業戦略部 奨学事業戦略課 総務係

連絡先:03-6743-6029